

意見検討結果一覧表

(案件名: 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画(改訂素案)についての意見募集)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
1	7ページ盛岡の年平均気温12.5℃などのデータを最新のもの(年平均気温: 12.6℃(2024年))に更新すべきである。	本県の年平均気温等について、全国との比較を行うため、「統計でみる都道府県のすがた2025」(総務省)掲載されているデータを活用しています。そのため、2023(令和5)年度の数値となっていますので、御理解をお願いします。 なお、7ページに記載する年平均気温の時点を明確にするため、「2023(令和5)年度」の年平均気温であることを付記することとします。	E(対応困難)
2	大船渡市山林火災において2,900ヘクタール消失と記載されているが、消防庁の報告書では延焼範囲3,370ヘクタールとなっている。どちらが正しい数値なのか。	御指摘のとおり、大船渡市林野火災における延焼面積を「約3,370ヘクタール」に修正します。	A(全部反映)
3	計画期間があと5年だが、2030年度温室効果ガス削減目標は達成できるのか。	2013(平成25)年度比で2030(令和12)年度57%削減の目標に対して、本県の2022(令和4)年度の温室効果ガス削減割合は33.8%であり、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、概ね順調に減少しています。 今後も、目標達成に向けて「温暖化防止いわて県会議」を中核として関係機関・団体、市町村等と連携を図りながら、県民総参加による温暖化対策を推進していきます。	F(その他)
4	他の自治体では削減目標を定めるに当たって、環境省が毎年公表する排出係数の漸減傾向が加味されているところがある。特に、電気エネルギーの排出係数において減少傾向が見られるが、今後、県においては、排出係数の減少傾向を加味するのか。	国では、2030年度温室効果ガス排出量の2013年度比46パーセント削減に向けて、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーへの転換等を進めることにより、国全体の電力の排出係数を0.25kg-CO ₂ に低減する予定としています。本計画においても、この排出係数により温室効果ガス削減量を算定しており、排出係数の減少傾向を反映しています。	F(その他)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
5	<p>地域資源として森林資源が多いのであれば、吸収量の維持を指標として掲げるのではなく、吸収量を増大させる指標を設定し、森林吸収源対策を重点的に実施し、森林吸収量を増やすための施策を実施していくべきではないか。そのためには、林野庁の提供する限定的(森林経営や管理が行われている森林に限る。)で古い(5か年平均)データに頼らず、県独自でドローンによる樹齢や樹種構成の調査を行い、施策がリアルタイムで吸収量に反映できるシステムを構築する必要がある。この森林が吸収するCO2の見える化ができれば、PDCAを回しやすくなり、管理すればするだけ目に見えてCO2が削減できるため、県内市町村の森林施策の意欲向上や、耕作放棄地の管理、脱炭素森林資源のブランド化にも繋がり、それに伴う岩手の脱炭素社会と地域循環共生社会の構築、さらにはネイチャーポジティブ施策の検討(樹種構成を熊やシカの生息・移動と結び付けることも可能になり、生物多様性の把握や鳥獣害対策にも繋がるほか、都市緑化率の把握による中心市街地活性化戦略にも利用できる。AI学習させれば、外来植物の分布把握と対策も可能になるだろう。)にも寄与できると思われる。このUAV植生調査を各市町村が行うのは財源的に困難であるため、県に牽引していただきたいし、そのための指標を本計画の中にしっかりと盛り込んでいただきたい。</p>	<p>岩手県における森林吸収量は、50ページに記載のとおり減少傾向にあるところ。県では、吸収源対策として、二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を計画的に進めることにより、減少傾向にある中で、直近2022年度の森林吸収量を2030年度においても維持したいと考えています。森林吸収量の算定については、国際的な基準に基づき、国において統一的に算定されるべきものと考えているところです。</p> <p>なお、国では、平成11年度から実施している植生の定点調査(森林生態系多様性基礎調査)の結果をもとに、森林の現況に応じた吸収量となるよう算定方法の見直しを継続的に行っていると聞いており、今後も、国の動向に注視しながら、森林の現況に応じた吸収量の算定を進めていきます。</p>	D(参考)
6	<p>県の温室効果ガス排出量の算定は、環境省の自治体算定カルテとは別に、県独自で行っているものか。</p>	<p>本県における温室効果ガス排出量の算定は、国の統計値、聞取調査等により得た実績値を根拠に、改訂素案の巻末【参考4】に示す排出量の算定方法により、県独自で算定しています。</p>	F(その他)
7	<p>気候変動対策の指標として、環境基本計画で県の温室効果ガス排出削減割合を示しているのであれば、本実行計画では、部門別に、2030年度目標(実際は2030年時点で把握できる2027年度目標)を指標として設定・明示すべきではないか。例えば、家庭部門の指標である「岩手型住宅建設戸数:2030年度40%」と「家庭のエコチェック参加者数:2030年67,500人」が達成されたら、家庭における温室効果ガス削減目標を達成できる見通しなのか。指標の設定根拠が不明であるため、各指標に対するCO2削減見込割合を指標の横に明示してほしい。</p>	<p>部門別の削減目標は、54ページの表5-2に記載しています。また、55ページでは、部門別の排出削減対策を例示し削減量を掲載しています。</p> <p>なお、施策推進指標については、66ページに記載のとおり、各施策の実施状況を示すための目安とする数値を設定しています。</p> <p>今回は、中間年見直しであり、計画の継続性の観点から、令和3年3月に本計画を策定した当初に設定した考え方と同様、施策推進指標の設定において、個別に温室効果ガス削減効果を併記していないところですが、次回の地球温暖化対策実行計画の策定に向けて、御意見を参考に取組によるCO2排出削減量の算定について検討していきます。</p>	D(参考)
8	<p>「運輸における省エネルギー化」において追加する取組として、「県民のマイルール意識の醸成」とあるが、これまでも、「公共交通スマートチャレンジ月間」等の取組を行っているが、今後、さらにどのような取組をしようと考えているのか。</p>	<p>県民のマイルール意識の醸成については、部局横断で連携して取り組んできたところです。</p> <p>今後も、公共交通スマートチャレンジ月間の取組を中心として、県民の皆さんに公共交通の利用促進を呼び掛け、公共交通関係団体等と連携して、多くの方が今まで以上に公共交通を利用するきっかけをつくる取組を進めていきます。</p>	F(その他)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
9	<p>岩手県内の公共バスについて、段階的に電気自動車(EV)を導入し、将来的に少なくとも約50%をEV化することを強く提案する。</p> <p>国土交通省が公表しているデータによると、路線バス(ディーゼル車)の平均燃費は約4.05 km/Lとされており、環境省資料によれば、軽油のCO2排出係数は2.58 kg/Lである。これらから、ディーゼルバスのCO2排出量は約0.64 kg/kmと見積もられる。さらに、e-Stat(自動車燃料消費量調査)では、営業用車両の「実働1日1車当たりの走行距離」は約170 km/日とされている。この条件を用いると、ディーゼルバス1台当たりのCO2排出量は年間約40トンとなり、県内5台分で約200トン/年に達する。</p> <p>一方、国土交通省の電動バス実証事業では、電動バスの走行効率として約0.7 km/kWh(約1.4 kWh/km)が報告されている。この場合、電動バスの年間消費電力量は約87,000 kWhとなり、環境省が公表する全国平均の電力排出係数(0.423 kg/kWh)を用いてもCO2排出量は年間約37トン/台に抑えられる。</p> <p>さらに、環境省が公表する電気事業者別排出係数では、再生可能エネルギー由来電力により実質的にCO2排出ゼロとみなされる電力も示されている。</p> <p>岩手県は水力発電や地熱発電、風力発電などの再生可能エネルギー資源に恵まれており、公共バスのEV化と再生可能エネルギー活用を組み合わせることで、公共交通部門のCO2排出削減に大きく貢献できると考える。まずは県内5台規模での先行導入と効果検証を行い、その成果を踏まえた導入拡大を計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>運輸における省エネルギー化の取組として、「自動車交通における環境負荷の低減」を図るため、「電動車の公共交通機関への導入支援による普及促進」に取り組む(p77)こととしています。この施策推進指標は、公共交通車両を含めた「乗用車の登録台数に占める電動車」の割合としており、毎年度東北6県の過去最高平均伸び率を上回る伸び率の増加を目指し、2030年度に42%とする目標を設定しています。</p> <p>御提案の趣旨を踏まえ、「自動車交通における環境負荷の低減」に向けて更なる取組を推進していきます。</p>	D(参考)
10	<p>EVの普及を進めるためには、車両購入支援だけでなく、充電インフラの整備促進が不可欠である。</p> <p>例えば、環境に対する意識が高い学生は、経済的理由でEVを購入できない、EVを購入しても賃貸住宅に住んでいるため自宅充電ができない、近隣に充電設備がない学生にとっては、さらにEV利用のハードルが高いのが現状である。公共施設、商業施設、集合住宅周辺などへの充電器設置を進めることで、EVを「使いにくい乗物」ではなく「学生から年寄りの方の誰もが選択できる移動手段」とすることができ、県全体の脱炭素化を後押しすると考える。</p>	<p>電動車の導入と併せて、補助等により充電設備等の事業者の導入支援を行うこととしています。</p>	C(趣旨同一)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
11	<p>促進区域を設定している市町村数の2030年度目標「6」は少ないのではないか。33市町村の半数程度を2030年度目標にすべきと考える。</p>	<p>県では、地域の特性を生かし、環境と共生した再生可能エネルギーの導入を促進するため、促進区域の設定に関する岩手県基準を定め、市町村による促進区域の設定支援を行っています。この促進区域については、2030年度までに2024年度の2倍の市町村における促進区域の設定を目指します。</p> <p>なお、促進区域として設定する区域は、関係法令や周辺環境の保全等を十分に考慮する必要があることから、県市町村GX推進会議等において、他県での区域設定事例の紹介などを行いながら、引き続き、市町村の実情に応じて促進区域の設定が進むよう働きかけていきます。</p>	D (参考)
12	<p>地域裨益協定によって立地適正化が実現するという考え方に疑問がある。地域裨益協定は、立地場所を含め、ある程度事業の方針が明確になってから検討するものと認識している。県では、「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」を作成しているが、当該手引きは周辺環境保全や利益の域内循環に関する内容にとどまるものであることから、事業者と市町村が地域裨益協定を締結することのみによって立地の適正化がかなうものではない。地域裨益協定に対する岩手県の考え方を今一度整理願う。</p> <p>なお、事業者による適正な立地の選択を促すのは、一般的には事業が検討される前段におけるゾーニングのタイミングと認識している。しかしながら、促進区域制度の間接的な適地誘導のみでは、実効性に疑問があり立地適正化にはつながらないと考えられる。立地適正化を図るのであればネガティブゾーニングとその実効性の担保が必要ではないか。</p> <p>宮城県や青森県では県が独自に条例を制定し法定外税を導入しながら立地適正化に取り組んでいる。このような動きは、再生可能エネルギー発電事業の立地適正化が、基礎自治体で扱う「地域における事務」で片付けることのできない問題となっているということではないか。各県の例を参考に、岩手県の取組みについても検討願う。</p>	<p>県では、事業者と市町村が地域裨益協定を締結することのみによって立地の適正化が図られるものではなく、再生可能エネルギーの導入に関しては、「適正立地」と「地域裨益」の両方の考え方が重要と考えています。</p> <p>このため、陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインにおいては、立地を回避すべき区域、いわゆるレッドゾーン等を示し、また、一定規模の太陽光発電事業等については、岩手県環境影響評価条例の対象として、国よりも厳しい規模要件を設定して、再生可能エネルギー発電設備の適正立地を誘導しているところです。</p> <p>また、陸上風力発電事業に関して、回避すべき区域等を示す環境影響評価ガイドラインを公表しているほか、市町村による促進区域設定に資する岩手県基準を「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の別冊として位置づけ、太陽光発電及び風力発電を促進することが適切ではない、又は考慮すべき区域を明確にしています。</p> <p>なお、今般の御意見を踏まえ、86ページにレッドゾーン等の設定と環境影響評価を通じた環境と共生した再生可能エネルギーの導入の取組について追加しました。</p> <p>県独自の条例制定については、再生可能エネルギー発電施設の立地に当たって、市町村が事業者と協定を結び、売電収入の一部を協力金などの名目で地域に還元する動きもあることから、県が一律に課税することについては、慎重に検討する必要があると考えています。</p>	B (一部反映)
13	<p>水素は、多様なエネルギー源から製造できるとのことだが、エネルギー源に化石燃料も含むとすれば、炭素すなわちCO₂の排出に直結する。水素の製造は、再エネ電力による水の電気分解に限定すべきである。それは再エネのピークカットにも貢献し、エネルギーの貯蔵にも寄与することになる。合成メタンの原料となる水素も、再エネ電力によるグリーン水素でなければ元も子もない。</p>	<p>水素利活用については、89ページに記載しているとおり、再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用を推進しています。</p> <p>合成メタンについても、91ページのコラム中の図にあるとおり、再生可能エネルギーにより生成した水素を原料とするものであり、このような再生可能エネルギーにより生成する水素及びグリーン水素から合成される次世代エネルギーの利活用に係る理解促進に取り組んでいきます。</p>	C (趣旨同一)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
14	<p>アンモニアの製造方法として社会実装されているのはハーバー・ボッシュ法で、それは高温・高圧下での化学反応であり、多量のエネルギーを使用しCO2を排出する。アンモニアは燃焼時にはCO2を排出しないものの、その製造時にはCO2を多量に排出し、CCSを伴わない場合にはトータルでCO2排出に寄与する割合が極めて少ない。さらに、アンモニアは高い毒性と危険性もあるので、次世代エネルギーとして期待してはいけないと考える。</p> <p>同じ理由から、91ページのコラム内の図からアンモニアを削除すべきと考える。</p>	<p>アンモニアは、国の第7次エネルギー計画において、次世代エネルギーとして幅広い分野での活用が期待されるエネルギーに位置づけられています。</p> <p>御指摘のとおり、アンモニアの製造過程ではCO2が発生することなどの課題があることから、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）や福島再生可能エネルギー研究所において、再生可能エネルギー由来電力で作った水素からアンモニアを合成する実証研究が行われています。</p> <p>県では、国の動向や技術開発の進展も踏まえながら、アンモニア活用に係る技術動向や利活用に係る理解促進に取り組んでいくこととしていますので、御理解をお願いします。</p>	E（対応困難）
15	<p>木質ペレットストーブの導入等において、チップに追加して、薪についても記載すべきではないか。</p>	<p>92ページにおいては、木質バイオマス利用機器のうち、導入台数が最も多いペレットストーブを例示として記載しています。</p> <p>一部の市町村では、薪を燃料とするストーブの導入等について支援を行っていることから、薪も含めた「ペレットストーブ等」としているものです。</p> <p>薪の利用量については、販売元が個人販売も含め多岐にわたり、把握が困難であることから、「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン)における「再生可能エネルギーの導入促進」に関する木質バイオマスエネルギー利用促進の指標はチップのみとしており、本計画(素案)においても、同様の指標としています。</p>	C（趣旨同一）
16	<p>今回の改訂で、ブルーカーボンの推進に係る取組を追加・強化するとのことであるが、森林の整備、河川環境の保全等、吸収源対策として内陸部の市町村が貢献できる取組があれば、紹介してほしい。</p>	<p>国においては、都市緑化や農地における温室効果ガスの吸収量を算定していますが、県では、現時点で、都市緑化や農地における吸収量の算定は困難です。</p> <p>今後、温室効果ガス吸収量の算定が可能となったものから、吸収源として算定対象に追加していくとともに、市町村に、吸収源対策の取組について情報共有をしていきたいと考えています。</p>	D（参考）
17	<p>高性能の林業機械のみならず、「小規模機械による低コストな自伐型林業」についても記載すべきではないか。</p>	<p>県産木材の利用促進を図るためには、木材を効率的かつ安定的に生産・供給することが重要であり、95ページにおいては、木材生産の低コスト化を図る取組の例示として「高性能林業機械」を記載しているところですが、</p> <p>御意見の自伐型林業者については、自己所有山林等で木材生産を行うなど、林業経営体とともに地域林業を支える重要な担い手と考えておりますので、多様な担い手の確保・育成に向けた今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	D（参考）

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
18	<p>岩手県全域で、ごみ分別の基準をより明確にし、市町村間で差のない分別の徹底を進めることを提案する。</p> <p>盛岡市では分別が比較的進んでいる一方、花巻市など一部地域では分別方法が曖昧で分別しなくても良い風潮が蔓延している。分別基準のバラつきは、リサイクル可能な資源が可燃ごみに混入する原因となり、結果として焼却量の増加や環境負荷の拡大につながる。県として統一的な分別方針を示し、分かりやすい周知や啓発を行うことで、県民の行動変容を促し、資源循環と温暖化対策の両立が可能になると考える。</p>	<p>分別収集する品目については、市町村ごとに事情が異なることから一律に決めることは難しいところですが、リサイクル率の高い市町村では徹底した分別収集が行われているという情報もあることから、県では、県と市町村で構成する「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を開催し、環境省の職員や先進地の自治体の職員を招き、ごみの分別収集、ごみ減量化に係る市町村の職員の知識や意識の向上を図っています。</p> <p>また、市町村と事業者が連携した「プラスチック再商品化事業者開拓支援事業」により、使用済プラスチックのリサイクル率向上に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、目標達成に向けて、市町村等と連携し、ごみの分別収集に取り組んでいきます。</p>	C (趣旨同一)
19	<p>「グリーンILC」の取組を推進するとあるが、そもそもILCは放射性物質を発生し、さらに20万kW程度の電力を必要とするものである。どこがグリーンなのか。県民には節電を呼びかけ、再エネの導入を進めていることとは反対のことを進めようとしている。排熱の利活用をしたところで「ILCを通じた持続可能なエコ社会」と表現するのはとんでもない。</p>	<p>県では、「ILCによる地域振興ビジョン」を策定し、ILCの実現による世界トップレベルの頭脳や最先端の技術、高度な人材の集積など、イノベーションの創出や交流人口の拡大を目指しています。</p> <p>グリーンILCとは、ILCを通じた持続可能なエコ社会の形成を目指す取組をいいます。具体的には、ILCで使われる電気に係る風力・太陽光などの再生可能エネルギーの利用、機器開発の高度化による省エネルギー化の実現、施設から排出される熱エネルギーの利活用、森林資源の住宅等への活用や適切な森林管理など、地域の取組を進めているところです。</p> <p>なお、ILCの放射線安全管理については、研究者等により対策が検討されています。</p>	F (その他)
20	<p>「大規模集客施設の適正な立地誘導」がなぜ「環境負荷の低減に向けたまちづくり」となるのか疑問である。</p>	<p>大規模集客施設に自動車利用者が集中すると、交通渋滞が生じ温室効果ガス排出量の増加を招きますが、公共交通機関を利用しやすい駅周辺やバス路線沿いに施設を立地させることで、自家用車への依存を減らし排出ガスや燃料消費の低減に寄与するものと考えます。</p> <p>また、道路や上下水道などのインフラが既に整備された地域に立地することで、新たなインフラ整備を最小限に抑えられ、環境負荷の軽減につながると考えます。</p>	F (その他)
21	<p>グレタさんに言及しているのは、すばらしい。</p>	<p>賛同意見として承りました。</p> <p>県では、若者をはじめとした県民一人ひとりが環境に配慮した行動を継続して実践していくことが重要と考えていることから、引き続き、県民が主体性をもって行動できるよう、地球温暖化の現状を発信するとともに、対策を推進していきます。</p>	C (趣旨同一)
22	<p>暑熱への取組として「クーリングシェルター設置の促進」と「クールシェアスポットの普及促進」が併記されているが、クーリングシェルター設置は「暑熱対策」(地球温暖化対策における「適応」)ですが、クールシェアスポットは1人当たりのエアコン使用を控え、地域のエネルギー使用量を減らす「省エネルギー対策」(「緩和」)という棲分けと認識している。取組としては、70ページの「エネルギーの効率的な使用促進」に該当するのではないかと。</p>	<p>御指摘のとおり、クールシェアスポットは、エアコン使用を控え、地域のエネルギー使用量を減らす節電対策となるものですが、他方で熱中症対策でもあることから、70ページの「エネルギーの効率的な使用促進」の具体的な取組内容にも「クールシェアスポットの普及促進」を追加しました。</p>	A (全部反映)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
23	<p>本県の地域特性と施策、指標がリンクしていない。 社会的特性として住宅の持ち家比率や暖房費の支出、自動車の利用率や燃料費の支出が多いのであれば、これらを他地域よりも重点的に対策すべきである。</p> <p>住宅関係であれば、「県産木材を使用した岩手型住宅の建設戸数の割合」や「家庭のエコチェック参加者数」ではなく、「断熱窓の普及率」や「家庭の自然エネルギー導入割合(自家消費・再エネ電気契約等)」、「GDPに占める暖房費の県外流出割合」、「断熱集合住宅の割合」などのほうが、実質的に脱炭素に繋がる上、暮らしやすい岩手のイメージの醸成にも繋がるのではないかと。</p> <p>自動車関係であれば、運輸部門の省エネの指標として、「公共交通の電動化率」や「交通渋滞頻度低減」、「コンパクトシティの実現」等を掲げ、過疎地の高齢者の移動手段問題と脱炭素を結び付けた指標を設定する(もちろんそれによるCO2削減効果の数値も列記する。)などの工夫が必要と考える。</p>	<p>御指摘があった住宅の持ち家比率、自動車の利用率等が高く、暖房費、燃料費等の支出が多いという地域特性を踏まえ、第6章の「①家庭における省エネルギー化」及び「③運輸における省エネルギー化」において、具体的な取組内容を記載しています。</p> <p>指標については、こうした取組のうち、統計データが存在し、毎年の実績数値を確認できる主な取組の実施状況を示すための目安とする数値として設定したものです。</p> <p>御提案いただいた指標については、毎年度の実績数値を把握できない等の理由により、取組の実施状況を把握することが困難であり、中間年見直しのため指標の大きな変更は難しいことから、今回は案のとおりとさせていただきますが、次回の地球温暖化対策実行計画策定の際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本計画に記載した取組を通じて、62ページの表6-1にあるように地域経済や生活の質の向上に資する効果があることについても記載しています。</p>	D(参考)
24	<p>地球温暖化対策実行計画(改訂素案)では、再生可能エネルギーの導入拡大が重要施策として位置づけられているが、その推進を支える制度的手当てについては、十分とは言えない印象を受けた。特に、県として再生可能エネルギーに関する包括的な条例を有していない点は、計画の実行性という観点から看過できない。</p> <p>再エネ事業は脱炭素に資する一方、立地や規模によっては景観、生態系、住民生活に大きな影響を及ぼす。他県では、条例や法定外税などを通じて、地域との調和を図りながら導入を進める工夫が重ねられてきた。規制と誘導を組み合わせ、自治体が主体的に関与する姿勢が共通している。</p> <p>これに対し、岩手県は「既存制度で対応可能」、「市町村条例の制定支援」といった説明にとどまり、県自らが枠組みを示すことを避けてきた。その結果、制度整備が進む他県を避ける形で、無秩序な再エネ開発が岩手に集中する懸念すら指摘されている。</p> <p>地球温暖化対策実行計画は、数値目標を掲げるだけでは十分ではない。再エネ導入を地域の信頼のもとで進めるためにも、県条例の制定や、少なくとも県としての明確なルール形成の方針を計画に位置づけることを強く求める。</p>	<p>県では、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」(平成15年岩手県条例第22号)を制定し、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーに関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の導入に当たっては、適正立地による環境との調和が重要と認識しており、陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインにおいて、回避すべき区域等を示しているほか、一定規模の太陽光発電事業等については、岩手県環境影響評価条例の対象として、国よりも厳しい規模要件を設定し、評価を行っているところです。</p> <p>また、陸上風力発電事業に関して、回避すべき区域等を示す環境影響評価ガイドラインを公表しているほか、市町村による促進区域設定に資する岩手県基準を「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の別冊として位置づけ、太陽光及び風力発電を促進することが適切ではない、又は考慮すべき区域を明確にしています。</p> <p>さらに、市町村と発電事業者が締結する協定の規定内容を示した「地域裨益協定の手引き」を策定し、地域における経済循環のほか周辺環境の保全に係る事業者との協定を促しています。</p> <p>なお、既に一部市町村で再生可能エネルギーと自然環境・生活環境との調和を図る条例が制定されているほか、再生可能エネルギー導入に係る促進区域を設定していることや、促進区域等においては、発電設備に対して固定資産税の課税標準の特例措置を講ずることができることとされているなどの制度バランスも考慮した上で、市町村とともに検討が必要であると考えています。</p> <p>先般、国において、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を立ち上げ、地域共生や規律強化に関する課題解決に取り組むこととしたところであり、県としても、他県における条例制定による効果や国の動向等を注視しながら、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進を図っていきます。</p>	D(参考)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
25	サンマの比ではなく極めて危機的な秋サケの漁獲量に関して、海水温と関連付けを記載すべきと考える。	126ページに「日本近海の高水温が要因とされる海洋生物の分布・回遊域等の変化」、その本県の一例として「主要魚種であるサケの漁獲量が減少していること」、さらに将来予測として「地球規模で海水温が上昇した場合、分布域が本県より北方へ移動する」ことを記載しています。	C (趣旨同一)
26	三陸海岸でも海水温の急激な上昇によりサケ・マス等の漁獲量が激減している。 以前から警告されていたにもかかわらず状況が悪化しており、この状態が継続すると食卓に海の幸が消えてしまうのではないかと心配している。島嶼諸国では、海面上昇により消滅が危惧されており、異常気象で農作物の収穫量に悪影響が発生するなどの情報もある。 多くの県民に温暖化の影響を周知してほしい。	御指摘をいただいたような農作物の収量や品質の低下、主要魚種の漁獲量の減少など、農林水産業分野における地球温暖化及び気候変動の影響については、改訂素案の122ページから127ページまでにわたり記載しています。 地球温暖化の現状と将来予測、地球温暖化による私たちの生活への影響を含め、本計画の改訂内容について県民の皆さんに御理解いただくよう、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等の関係機関・団体や市町村等との連携・協働のもと、周知を図っていきます。	D (参考)
27	暖水系回遊魚への魚種交代があっても、県全体の漁獲量は減少していると推察されるため、そのことに関しても言及する必要があると考える。	御指摘のとおり、本県における直近の水揚量は、震災前に比べ約4割まで減少しています。その要因は、サケ等の主要魚種の不漁であり、魚種別にみると、サケが震災前の1割未満、サンマが1割、スルメイカが2割と大幅に減少しています。 一方、暖水性回遊魚であるブリは、震災前の1.5倍と増加しています。 本計画素案では、①主要魚種の不漁、②暖水系回遊魚の加工用原料への有効利用のそれぞれを重要な課題と考え、「(現状)」に記載しています。	C (趣旨同一)
28	最近の状況から、ニホンジカやイノシシに加えて、クマについても言及すべき。	人の生活圏へのクマの出没増加やクマの餌となる堅果類の豊凶と地球温暖化との因果関係については、まだ研究途上であり科学的な根拠があるという段階には至っていないと認識しています。 今後の調査・研究の動向を注視し、科学的根拠が明らかとなった際には、調査研究結果を踏まえて、対応等について検討していきます。	D (参考)

番号	意見	検討結果 (県の考え方)	反映状況
29	<p>「各主体の役割と計画の推進」をもう少し充実していただきたい。</p> <p>県の地球温暖化対策の実行に当たって、地域の「地球温暖化対策地域協議会」や「いわて脱炭素推進員」、「環境省認定脱炭素アドバイザー資格保有者」などの役割やネットワークもさることながら、他の計画や法令との関連性、PDCAの特にチェックの部分为谁がどのように担うのか、責任の所在はどこにあるのか(いわて県民会議がトップに位置づけられるのか。)、経済や社会の分野とどのようにリンクさせるのかなど、情報が整理されておらず、分かりにくい。</p> <p>例えば、「岩手県気候変動適応センター」は「1 各主体の役割」には記載があるものの、「2 計画の推進」には記載がないし、逆に「地域協議会」や「推進センター」は「2 計画の推進」には記載があるものの、「1 各主体の役割」には記載がない。脱炭素を経済と結び付けるには金融機関の役割が重要だと思われるが、その役割は明示されていない。「いわて地域脱炭素推進員」も、以前の「地球温暖化防止活動推進員」の名称で記載されている。</p> <p>この章を見た人が、自分は何の立場で、どんな役割があって、どんな施策を実行すべきで、それは本計画の何ページに詳しく記載されていて、困ったときはどこに相談すれば良いか、といった情報がひと目でわかるような図を作成していただきたい。表8-1は、ほとんど全ての実行主体が関わるのだから表にするほどの意味がないし、図8-1も漠然とし過ぎていて、あってもなくても変わらない。もう少し意味のあるわかりやすい図表を掲載し、農業従事者なら本計画の特にどこを見ればよいか、製造業者なら特にどこで脱炭素まちづくりに協力できるのかなど、計画を見る県民の目線で、読み解きやすい計画になることを期待する。</p>	<p>「第8章各主体の役割と計画の推進」では、「1 各主体の役割」において、県、市町村、県民、事業者、関係団体等の役割を記載し、「2 計画の推進」において、地球温暖化対策の推進等に当たって、連携・協働する主な関係団体を記載しています。</p> <p>御指摘内容のうち、まず、PDCAの特にチェックを担う主体及び責任の所在については、「2 計画の推進」中、「(2) 計画の推進、進行管理体制」に記載のとおり、岩手県環境審議会において専門的見地からの御意見を伺いチェックを受けながら、本計画の総合的かつ計画的な推進を、知事を本部長とする「岩手県地球温暖化対策推進本部」で行うこととしています。</p> <p>次に、「岩手県気候変動適応センター」、「地球温暖化対策地域協議会」、「地球温暖化防止活動推進センター」等について、「1 各主体の役割」と「2 計画の推進」の片方にしか記載されていないことについては、「1 各主体の役割」は主体ごとの役割を記載しており、「2 計画の推進」中、「(1) 連携・協働体制」に記載している各団体等は、県民総参加で温暖化対策を推進する連携母体又は連携の中核組織を記載しているものですので、御理解をお願いします。</p> <p>また、「岩手県気候変動適応センター」は、県に設置する機関であることから、「2 計画の推進」中、「(1) 連携・協働体制」に記載する「県」に含まれますので、御理解をお願いします。</p> <p>次に、「いわて地域脱炭素推進員」についてですが、県では、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条に規定する「地球温暖化防止活動推進員」について、令和6年度より「いわて地域脱炭素推進員」という呼称を使用していることから、御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>次に、「この章を見た人が、自分は何の立場で、どんな役割があって、どんな施策を実行すべきかで、それは本計画の何ページに詳しく記載されていて、困ったときはどこに相談すれば良いか」を分かるようにすべきとの御意見についてですが、県としては、改訂にあわせて、主体ごとに参考としていただけるような普及版を発行し、本計画の周知を図っていきたくと考えています。</p> <p>なお、図8-1についてですが、これは、「2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向かって県民総参加による地球温暖化対策を推進していく連携・協働のイメージ図として掲載しているものですので、御理解をお願いします。</p>	B (一部反映)
30	<p>163ページの表8-1(施策と主な実行主体)において、「主な実行主体」欄に「県」を追加すべきではないか。</p> <p>同表のみをみると、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の実行主体が県以外の団体や県民に限定されているように誤解を招くおそれがある。</p>	<p>御指摘を踏まえて、表6-3(施策体系)及び表8-1(施策と主な実行主体)の「主な実行主体」に「県」の欄を追加します。</p>	A (全部反映)
31	<p>温暖化や気候変動は、岩手県でも農作物の収量や主要品種に変化をもたらす身近な問題であり、県民一人ひとりが意識を持って取り組まなければならない課題と考える。</p> <p>その点、岩手県では企業や学生など幅広い分野や世代に働きかけを行っており、とても良いことと思う。引き続き、このような県民運動が発展していくことを期待する。</p>	<p>御指摘のとおり、地球温暖化が進むと、農作物の収量・品質の低下など、私たちの身近な生活にも影響が出てくるのが想定されています。(p113)</p> <p>引き続き、具体的な行動に取り組む県民運動を展開しながら、県民総参加による地球温暖化対策を推進していきます。</p>	C (趣旨同一)